日本共産党の大内真理です。会派を代表し先議 50 ヵ件中 3 件、議第 59 号、議第 89 号及び議題 90 号議案 に反対し討論致します。

議第59号議案「七北田川護岸等災害復旧工事(その7)」は、蒲生干潟にかかる河川堤防計画・南西部工事です。昨年2月の先議案件で可決されてしまった北西部の工事同様、国指定鳥獣保護区特別保護地区内にかかり、海・川・砂浜・干潟・そして周囲の後背地へと連なる自然環境の連続性を断ち切る計画です。

昨年2月に提案された北西部工事議案審議の際も、反対討論にたちました。

その時申し上げた「このまま計画が実行されれば、蒲生干潟の生態系復元や存続に大きな脅威となる」点と「住民合意が得られていない」点の2点は、一つも解消されないばかりか、その後の進捗でより深刻になっています。

反対理由の第一は「蒲生干潟の生態系復元や存続に大きな脅威となる点」です。

蒲生干潟は、海外からも注目される国内有数の渡り鳥・渡来地であり、絶滅危惧種のアカテガニやアリアケモドキが繁殖・生息する自然の宝庫です。東日本大震災後、壊滅したかにみえた干潟生態系は、驚異的なスピードで復活し、国指定天然記念物のコクガンなど、貴重な水鳥の渡来数は震災前を越えるレベルに回復しています。宮城県が世界に誇れる宝の自然です。

しかし現在・・・宮城県の河川堤防工事と、仙台市の土地区画整理事業工事があわさって、夏鳥にとっては繁殖の場であり、陸生の冬鳥にとっては越冬の場所だった芦原は、全面的に刈り取られ、蒲生干潟にとって生命線である地下水はくみ上げられ、後背湿地は干上がりました。重機がひしめき合う中、コクガンなどが寄り付かなくなる事も懸念されています。

昨年の反対討論でも、蒲生干潟を中心に活動している「仙台の高校生で考える防潮堤の会」と「蒲生を守る会」が二年連続で日本自然保護大賞を受賞した事を紹介し、最低でも国指定鳥獣保護区特別保護地区内にかかる2ヵ所について計画変更を迫りましたが、今回も結局、保護地区内にかかる2カ所を含む全体計画について、ほとんど変更のない議案となっています。

なお、昨年度発注した北西部工事に、「セメント系改良材が使用された改良土砂」が使われている事が明らかになりました。国指定鳥獣保護区特別保護地区との境界線で行われるこの工事において、自然環境や野鳥に最大限配慮した内容にするという事は、これまで蒲生干潟再生協議会・意見交換会をはじめ、県当局や環境省との間でも繰り返し確認してきた最低限のルールです。

「出来る事であればやります」と何度説明を受けたか分かりません。改良土砂のような、環境負荷リスクの高い材料を「承認しない」ことは、「出来る事」ではなかったのでしょうか?今からでも改善できる事はないのか、しっかり検討し対策を打って頂きたいのです。

「改良土砂」は、改良材であるセメントが強アルカリ性のため、弱酸性である干潟環境に生息する希少な 底生動物類には脅威となります。重金属等の汚染物質が生成・漏出される懸念もあります。

全ての工事が完了した後も、発注者である県の責任で、干潟はじめ生態系に影響が無いよう、定期的に土 壌分析や水質調査などのモニタリングを全体に行い続ける必要があることも指摘しておきます。 反対理由の第二は、今回の工事案件が、干潟を含む自然環境や、「ふるさと・蒲生」を守りたい願う住民との合意が得られていない区間があるにも関わらず、当初全体計画を既定路線として推進する工事内容である点です。

現在県は、同意していない地権者を相手に土地収用法を発動していますが、東日本大震災後の土地収用法 適用において県民側からの要望で初めて公聴会が開催されました。収用委員会の判断はまだ出ていません。 その判断によっては、全体計画案の見直しもしなければならないものです。 こうしたもとで、本議案を議決するべきではありません。

住民と行政が互いに歩み寄って、共に考え行動し、一つひとつの問題を解決しながら、「次世代に『ふるさと蒲生』を手渡す」在り方として、蒲生の町づくりを考える会・環境保護団体・宮城県と、土地区画整理事業を進める仙台市の4者が一同に会した話し合いが望まれ続けています。

今、県行政がやるべきことは、このまま強引に工事計画を進めるのではなく、一度立ち止まり、この切実なる県民の願いに「今からでも」正面から向き合う事なのではないでしょうか。

今度こそ4者での話し合いの場を実現させ、一つひとつの問題を「蒲生の土地を大切に想う人々と」共に解決していく事を強く要求します。よって議題 59 号議案は反対です。

議第89号および90号議案「雄勝港防潮堤災害復旧工事(その3、及びその4)」の変更契約は、県道以外に守るべきものがなく、画一的にTP9.7mの防潮堤をつくることになり、逆に安全上も環境上も問題で、同意できません。

以上議第59号議案、議第89号及び議第90号議案の3ヵ件に対する、反対討論と致します。 ご静聴ありがとうございました。